（同）同　佐藤　隆文
千葉地方検察庁検事に配置換する
千葉地方検察庁刑事部長を命ずる
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（横浜地方検察庁公判部長）同　佐藤美由紀
前橋地方検察庁検事に配置換する
前橋地方検察庁次席検事を命ずる
（大阪高等検察庁検事）同　長谷　透
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁交通部長を命ずる
（大阪地方検察庁交通部長）同　小澤　正義
大阪地方検察庁公安部長を命ずる
大阪地方検察庁交通部長を免ずる
（千葉地方検察庁刑事部長）同　岩山　伸二
大阪地方検察庁検事に配置換する
大阪地方検察庁公判部長を命ずる
（大阪高等検察庁公安部長）同　中條　隆二
神戸地方検察庁検事に配置換する
神戸地方検察庁尼崎支部勤務を命ずる
神戸地方検察庁尼崎支部長を命ずる
（名古屋高等検察庁金沢支部検事）同　濵　隆二
名古屋高等検察庁金沢支部長を命ずる
（大阪地方検察庁公安部長）同　原島　肇
広島高等検察庁検事に配置換する
広島高等検察庁刑事部長を命ずる
（横浜地方検察庁刑事部部長）同　山口　幹生
広島地方検察庁検事に配置換する
広島地方検察庁次席検事を命ずる
（東京高等検察庁検事）同　石原　誠二
札幌高等検察庁検事に配置換する
札幌高等検察庁刑事部長を命ずる
（札幌地方検察庁検事）同　吉田　克久
札幌地方検察庁公判部長を命ずる
（大阪高等検察庁検事）同　巖　文隆
高松高等検察庁検事に配置換する
高松高等検察庁公安部長を命ずる
（最高検察庁検事）同　岩橋　義明
（同）同　粂原　研二
（新潟地方検察庁検事正）同　玉岡　尚志
（金沢地方検察庁検事正兼名古屋高等検察庁金沢支部長）同　竹内　長崎　誠
（大分地方検察庁検事正）同　同　坂口　順造
（山形地方検察庁検事正）同　司
辞職を承認する（各通）（以上四月十日）

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第３４号
埼玉県熊谷市上之2036―４　ロイヤルガーデンＡ棟305号室、住民票上の住所群馬県太田市西新町107番地10
債務者　秋山　巨成
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３５号
埼玉県熊谷市上之2036―４　ロイヤルガーデンＡ棟305号室、住民票上の住所群馬県太田市西新町107番地10
債務者　秋山　ゆき子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第１２９７号
大阪府豊中市岡町２番27号
債務者　松本　惠子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井坂和香子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４６８号
大阪府和泉市池田下町1115番地の２
債務者　南　昌克
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　草島　歩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９０号
大阪市平野区長吉六反３丁目８番15―403号
債務者　林　智昭
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横手　章教
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１４９８号
大阪府大東市赤井３丁目１番２号　ＬＭ住道1402号
債務者　秋房　秀生
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅野　永希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０１号
大阪府高槻市殿町13番19号
債務者　藤森　英彦
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永田　竜也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０４号
大阪市住之江区御崎１丁目７番28号　ミサキ・アソシア603、前住所大阪市住之江区浜口西２丁目10番３―303号
債務者　宮原　裕一
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　東田　展明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５０９号
大阪市東淀川区大道南３丁目８番12号　エクセルハイツⅡ202号
債務者　塚本　圭子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村瀬　真紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５１６号
大阪市旭区高殿６丁目22番26―101号、前住所大阪市旭区高殿５丁目13番10―924号
債務者　下田　幸延
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西村　憲太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４６号
大阪市城東区鴫野西２丁目１番２―1109号
債務者　倉本　眞琴
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　水口　良一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３０号
兵庫県加西市北条町西高室593番地の59
債務者　串田　純子
1　決定年月日時　平成25年４月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴田　眞里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年６月17日まで
神戸地方裁判所社支部